

意見書(案)

感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向けた議論を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、長期にわたり全国各地で感染拡大し、人命はもとより、医療現場や地域経済にも深刻な打撃を与えてきた。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても、平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、本年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害に見舞われたことにより、甚大な被害が発生している。

このように、感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、豪雨災害などの自然災害はどの自治体にも被害を発生させ得る。したがって、感染症の影響や自然災害に伴う被害など、想定を大幅に超えた緊急事態に迅速に対応できる強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国の最大の責務は、緊急時において国民の生命・生活・財産を守ることにある。国民は、緊急時に国民の生命・生活・財産を守るための施策と法整備、さらには国民にとって真に必要な憲法の在り方について、国及び国民が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、感染症や大規模災害等の緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年12月20日

提出者 山形県議会議会運営委員長 小松 伸也

意見書(案)

電気料金の高騰に対する支援の拡充を求める意見書

ロシアによるウクライナへの侵略等地政学的リスクに伴う燃料価格の高騰や円安の進行により、電気料金の高騰が続いている。また、東北電力を含む全ての大手電力会社において、燃料費の上昇分が「燃料費調整制度」の上限を超過する事態となっており、業績が悪化していることから、電気料金は来春以降更に上昇する見込みとなっている。

このような中、国における「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が令和5年1月より実施されることになり、こうした迅速な対応は大いに評価されるものである。

しかしながら、本県が今年11月に実施した電気料金の高騰による県内企業への影響調査では、電気料金の大幅値上げに関し、主要製造業者のうち約8割が「大きな影響があり、政府の激変緩和対策の拡充が必要である」、また、約半数の事業者が「省エネ設備導入への補助が必要である」との認識を示しており、中小企業・小規模事業者を中心に深刻な影響が懸念されている。

よって、国においては、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、今後、その効果を十分検証するとともに、必要に応じ、激変緩和対策の拡充や省エネ設備導入に対する支援の充実等の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年12月20日

提出者 山形県議会商工労働観光常任委員長 五十嵐 智 洋